

特定生産緑地の指定手続きについて

○特定生産緑地の指定手続きについて

1. 特定生産緑地制度について

平成 30 年 4 月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、生産緑地所有者等の意向を基に、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもので、指定により、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

なお、特定生産緑地を指定する際には、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成 4 年 10 月 6 日指定の生産緑地約 61ha（令和 3 年 12 月 22 日告示）が、令和 4 年 10 月 6 日に指定後 30 年を迎えることとなることから、平成 4 年指定分の生産緑地を対象とし、所有者等の同意を得られた生産緑地について、指定の手続きを進めていくものとする。

2. 対象とする生産緑地について

令和 4 年 5 月現在、都市計画決定されている生産緑地地区と、そのうち平成 4 年に指定された生産緑地地区の地区数・面積・筆数は以下のとおり。

	地区数	筆数	面積
生産緑地地区全体	377 地区	1,512 筆	約 70.91ha
平成 4 年指定生産緑地地区	329 地区 (約 87.27 %)	1,281 筆 (約 84.72 %)	約 60.74ha (約 85.66 %)

3. 特定生産緑地地区の指定基準（平成 4 年指定分）

生産緑地法の指定要件及び都市計画運用指針の内容を踏まえ、本市における特定生産緑地の指定基準を下記の通りとした。

- ①平成 4 年 10 月 6 日に指定された生産緑地地区であること。
- ②現に農業の用に供されていること。
- ③生産緑地地区内に、建築物や工作物（屋外広告物、太陽光パネル等）が設置されていないこと。（生産緑地法上の許可不要な行為・許可を受けた行為は除く。）
- ④一筆 100 m²以上の生産緑地であること。（分筆して土地の一部を指定する場合）

4. 今回特定生産緑地に指定する生産緑地について

平成4年に指定された生産緑地のうち、今回特定生産緑地に指定する生産緑地は以下のとおり。

	筆数	面積	所有者数（共有者含む）
平成4年指定生産緑地地区	1,281筆	約60.74ha	333名（令和2年5月時点）
特定生産緑地に指定する生産緑地（合計）	1149筆 （約89.70%）	約55.06ha （約90.65%）	302名
第1回特定生産緑地指定公示	678筆 （約52.93%）	約32.85ha （約54.08%）	173名
今回特定生産緑地に指定する生産緑地	473筆 （約36.92%）	約22.31ha （約36.73%）	130名
特定生産緑地に指定しない生産緑地地区	130筆 （約10.15%）	約5.58ha （約9.19%）	57名

5. 第2回特定生産緑地指定手続きに係るこれまでの経過と今後の予定

